

2021年度〈生徒手帳P.7〉

4 暴風警報・特別警戒警報及び交通ストなどに対する措置は、次のように定める。

- ① 大阪府北大阪に暴風警報または特別警戒警報が出ている場合
- ② 阪急電車がストライキなどで不通の場合

上記①②の場合の授業措置は次の通りとする。

- ・午前 7時までに解除の場合、平常授業
- ・午前 9時までに解除の場合、第3時限より授業
- ・午前11時までに解除の場合、第5時限より授業
- ・午前11時以降に解除の場合、臨時休業

上記①、②の場合の考査日の措置は次の通りとする。

- ・午前 7時までに解除の場合、予定通りの考査
- ・午前11時までに解除の場合、午後1時20分より考査
- ・午前11時以降に解除の場合、臨時休業とし、該当の考査は考査最終日の次の授業日に実施

- ③ その他の非常災害の場合、上記に順じ、状況に応じて特別の措置を取る。